

平成31年3月 和水町農業委員会 総会 会議録

1 開催日時 平成31年3月7日(木) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 和水町三加和公民館 2階 研修室

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。(11名)

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴			
委 員	3 番	平山 正光	4 番	本山 圭司	5 番 有働 憲一
	6 番	石原 由紀	7 番	内田 耕臣	8 番 金栗 孝義
	9 番	池田 好博	10 番	亀崎世志矢	11 番 上妻美津子

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。(0名)

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(15名)

菊水中央区域	猪口 琢真			
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎		
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司		
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	竹下 周三	上妻 芳樹	牛島 繁	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	柿原 学		

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(2名)

石原 武則 渡辺 陽三

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局長 松尾 修

係 長 渡邊 豊和

参 事 庄山桂太郎

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要
事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元氣な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、平成31年3月 和水町農業委員会総会を、開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。

本日は、11名中11名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、

6番 石原委員 と 7番 内田委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

——— 事務局が、申請番号 6 について説明 ———
申請番号 6 売買

譲渡人は、既に死亡されており、相続人がなく、司法書士が相続財産管理人となっていっしゃいます。譲渡人の全ての農地を、譲受人が売買購入される案件です。

殆どの申請地が、現在、基盤整備の工事中です。工事は、平成31年度中に完了予定です。

案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。
申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。
申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。
農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。
取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木 ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木 無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木 ありがとうございました。
議案第1号については、原案のとおり決定しました。
次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

——— 事務局が、申請番号 6 について説明 ———

申請番号6 駐車場

譲受人は、一般貨物運送業（土砂・砂利・重機等運送）を営んでいらっしゃる、事業拡大による大型ダンプの増車に伴い、申請地を駐車場として転用されるものです。

駐車場のため、給水・生活雑排水・汚水は発生しません。

山ズリと碎石を敷きならし転圧され整地されますが、申請地自体の湿気が多いために、申請地の東側に側溝を新設され、西側の既存の側溝もかさ上げ工事をされ、排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「預金通帳の残高」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成31年9月30日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として、大型車の駐車場10台分と普通車の駐車場12台分と車両転回と離合用の用地も必要とのことで、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、駐車場のため、農地への日照、通風など、営農上への支障はありません。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、申請番号6について、亀崎委員 の報告をお願いします。

亀崎委員

申請番号6について、亀崎 が報告します。

2月27日に、古閑原推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、大田黒の梶原交差点から県道和仁菊水線を南へ1400m程行った県道沿いの水田で、保安全管理してありました。

碎石のみの整地のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第2号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

議長 荒木	次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。 この件につきまして、事務局の説明をお願いします。
事務局 松尾	議案第３号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。 各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。 「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。 借人・貸人の敬称は、略します。 ——— 事務局が、申請番号 29～51 について説明 ——— 以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。 以上です。よろしくお願いします。
議長 荒木	ただ今、事務局から、議案第３号について説明がありました。 議案第３号 について、何か質問等がありましたら、お願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長 荒木	無いようですので、採決をします。 議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長 荒木	ありがとうございました。 議案第３号については、原案のとおり決定しました。
議長 荒木	これで、すべての議事は終了しました。 他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。 無いようですので、進行を事務局へお返しします。
事務局 松尾	荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。 6 報告 8 ページを、ご覧ください。 農地法第 18 条（通知）ということで、農地の賃貸借の解約の通知になります。今回、解約が 3 件です。 9 ページを、ご覧ください。 今回の案件の一覧表を掲載していますので、ご覧ください。 7 その他（連絡事項） 事務局から、事務連絡。 8 閉会 ご起立をお願いします。 これをもちまして、平成 31 年 3 月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 7 番

会議録調製者 松尾 修
本誌 表紙共 4 枚